平成１９年（排）第４２号

排　除　命　令　書

大阪市東成区中本二丁目１３番１号
マルシェ株式会社
同代表者　代表取締役　谷　垣　雅　之

公正取引委員会は，前記の者に対し，不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第６条第１項の規定に基づき，次のとおり命令する。

主　　文

１　マルシェ株式会社は，同社が運営するフランチャイズ・システムにおける「八剣伝」，「酔虎伝」及び「居心伝」と称する店舗で一般消費者に提供していた馬肉を使用した料理（以下主文において「馬肉料理」という。）の内容に関し，一般消費者の誤認を排除するために

(1)　別表１，別表２及び別表３記載の店舗でそれぞれ，これらの表記載の期間，一般消費者に対し提示したメニューにおいて

(2)　平成１７年９月ころから平成１９年５月ころまでの間同社がインターネット上に開設した「酔虎伝」と称する店舗のウェブサイトにおいて

それぞれ行った，当該馬肉料理に使用した馬肉は，馬脂を注入する加工を行ったものであるにもかかわらず，あたかも，霜降りといわれる一定の飼育方法により脂肪が細かく交雑した状態になったものであるかのように示す表示は，事実と異なるものであり，かかる表示は，当該馬肉料理の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すものである旨を速やかに公示しなければならない。この公示の方法については，あらかじめ，当委員会の承認を受けなければならない。

２　マルシェ株式会社は，今後，馬肉料理の取引に関し，前

項の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ，これを自社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。

3　マルシェ株式会社は，今後，馬肉料理の取引に関し，第１項の表示と同様の表示を行うことにより，当該馬肉料理の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。

4　マルシェ株式会社は，第１項に基づいて行った公示及び第２項に基づいて採った措置について，速やかに文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　　実

1 (1)　マルシェ株式会社（以下「マルシェ」という。）は，肩書地に本店を置き，フランチャイズ･システムを運営する者であって,我が国において,「居心伝」,「酔虎伝」及び「八剣伝」との店舗名称，商標，サービスマーク等統一的な営業上の標章の下に，「居心伝」と称するチェーン店舗形態の飲食店（以下「居心伝チェーン店」という。），「酔虎伝」と称するチェーン店舗形態の飲食店（以下「酔虎伝チェーン店」という。）及び「八剣伝」と称するチェーン店舗形態の飲食店（以下「八剣伝チェーン店」という。）の一部を自ら営むほか，フランチャイズ・システムに基づく居心伝チェーン店，酔虎伝チェーン店及び八剣伝チェーン店の事業・経営について，統一的な方法で統制，指導，援助等を行う事業者である。

(2)　別表１，別表２及び別表３記載の店舗は，それぞれ，一般消費者に対して馬肉を用いた料理（以下「馬肉料理」という。）を提供していた。

2　マルシェは，別表１，別表２及び別表３記載の店舗で一般消費者に対し提示するメニュー並びに同社がインターネット上に開設した酔虎伝チェーン店に関するウェブサイトにおいて，各店舗で提供する馬肉料理の内容等に関する表示内容を決定していた。

3　馬肉のうち，一定の飼育方法により脂肪が細かく交雑した状態になった馬肉は「霜降り馬肉」又は「とろ馬肉」といわれており，肉質が柔らかく良質なものとして一般消費者に好まれる状況にある。

4　マルシェは，馬肉料理について

(1)　別表１記載の店舗でそれぞれ，同表記載の期間，一般消費者に対し提示していたメニュー（内容の一例：別添写し１）において，馬肉料理の写真を掲載した上で，「極トロ馬刺し」と

(2)　別表２記載の店舗でそれぞれ，同表記載の期間，一般消費者に対し提示していたメニュー（内容の一例：別添写し２）において，馬肉料理の写真を掲載した上で，「とろ馬刺」と

(3)　別表３記載の店舗でそれぞれ，同表記載の期間，一般消費者に対し提示していたメニュー（内容の一例：別添写し３）において，馬肉料理の写真を掲載した上で，「とろ馬刺」と

(4)　平成１７年９月ころから平成１９年５月ころまでの間，同社がインターネット上に開設した酔虎伝チェーン店に関するウェブサイト（別添写し４）において，馬肉料理の写真を掲載した上で，「とろ馬刺し」と

それぞれ記載することにより，あたかも，各店舗で提供する馬肉料理に用いている馬肉は，霜降りといわれる一定の飼育方法により脂肪が細かく交雑した状態になった馬肉であるかのように示す表示をしているが，実際には，馬肉に馬脂を注入する加工を行ったものであった。

法　令　の　適　用

前記事実によれば，マルシェは，馬肉料理の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すことにより，不当に顧客を誘引し，公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであって，かかる行為は，景品表示法第４条第１項第１号の規定に違反するものである。

よって，主文のとおり命令する。

平成１９年１２月１４日

公　正　取　引　委　員　会

委員長　　竹　　島　　一　　彦

委　員　　山　　田　　昭　　雄

委　員　　濱　　崎　　恭　　生

委　員　　後　　藤　　　　晃

委　員　　神　　垣　　清　　水

別表１　「居心伝」と称する店舗のうちメニューに馬肉料理の内容等に関する表示をしていた店舗及び表示期間

店舗	表示期間
千葉県及び東京都に所在する店舗	平成１７年５月ころから平成１９年５月ころまでの間

別表２　「酔虎伝」と称する店舗のうちメニューに馬肉料理の内容等に関する表示をしていた店舗及び表示期間

店舗	表示期間
栃木県，千葉県，東京都，神奈川県，石川県，愛知県，滋賀県，大阪府，兵庫県及び奈良県に所在する店舗	平成１７年９月ころから平成１９年５月ころまでの間

別表３　「八剣伝」と称する店舗のうちメニューに馬肉料理の内容等に関する表示をしていた店舗及び表示期間

店舗	表示期間
北海道，宮城県，福島県，茨城県，栃木県，埼玉県，東京都，神奈川県，新潟県，富山県，石川県，長野県，岐阜県，静岡県，愛知県及び三重県に所在する店舗	平成１７年９月ころから平成１９年５月ころまでの間